

経済産業省からのお知らせです

キャッシュレス・消費者還元事業スタート！

いよいよ10月から、対象店舗で登録されたキャッシュレス決済手段でお買い物をした消費者に対して、最大5%ポイントを還元するキャッシュレス・消費者還元事業が始まりました(2020年6月まで)。この機会にキャッシュレスでお買い物しませんか。

○対象店舗はどこですか？

制度に登録した以下のマークが貼ってあるお店です。また、ホームページでもお店を探すことができます。



○どのキャッシュレス手段でもポイントは還元されますか？

対象となるキャッシュレス手段かどうかは、ホームページ上でご確認ください。カードを発行している決済事業者さんへお問合せください。

お問い合わせ：

ポイント還元事務局

(受付時間：平日10時～18時)

・消費者向け：0120-010975

・事業者向け：0570-000655

(IP電話等) 042-303-4203



ホームページは、こちら
<https://cashless.go.jp/>

自賠責保険・自賠責共済のご案内 「忘れちゃいけない自賠責」

交通事故による死傷者数は年々減少傾向にあるものの、平成30年の事故発生件数は約43万件、死傷者数は約53万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る極めて深刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部分であり、被害者にとっても加害者にとっても悲惨な結果をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべてのクルマ・バイク1台ごとに加入が義務づけられており、加害者の賠償責任を担保することで、被害者の基本的な賠償を保障する制度であり、被害者の救済を目的としています。

一人一人が、より一層自賠責制度の役割や重要性、保険金・共済金の支払いのしくみなどを十分に理解・認識することがとても大切です。

自賠責保険・共済未加入での運行は法令違反です！

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、自動車損害賠償保障法に基づき、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられており、自賠責保険・共済なしで運行することは法令違反ですのでご注意ください！！

沖縄県の最低賃金が変わります！

10月3日から

時間額 **790円**

沖縄県内で事業を営む使用者、労働者に適用されます。

使用者も労働者も必ずチェック「最低賃金」

お問い合わせ：沖縄労働局 賃金室 ☎868-3421

全国地域安全運動

10月11日(金)から20日(日)までの10日間「みんなでつくろう安心の街」をスローガンとして「全国地域安全運動」を実施します。

運動重点

- 子どもと女性の犯罪被害防止 (全国・石川警察署)
- 特殊詐欺被害防止 (全国・石川警察署)
- 適正飲酒の推進 (石川警察署)

石川警察署・石川地区防犯協会

軽減税率制度について

消費税軽減税率電話相談センター (軽減コールセンター)

0120-205-553

【受付時間】9:00～17:00(土日を除く)

※10月は土曜日にも受け付けています。

消費税の軽減税率制度に関する一般的なご質問やご相談を受け付けています。

◇軽減税率制度に関する情報については、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

高速道路を安全・快適に利用するために！

逆走は命にかかわる危険行為！

●逆走してしまったときは、安全な場所に停車、ハザードランプを点灯して避難し、110番通報しましょう。逆走を見かけたら、110番や#9910で通報してください。

あおり運転はやめましょう！

●前方の自動車に激しく接近し、もっと早く走ろうと挑発する「あおり運転」は、重大な交通事故につながる悪質・危険な行為で、車間距離保持義務違反などの交通違反になります。

●危険な運転者に追われるなどした場合は、サービスエリアやパーキングエリアなど交通事故に遭わない場所に避難し、ためらうことなく警察に通報してください。

お問い合わせ：県警察本部交通部交通機動隊
西日本高速道路株式会社
九州支社沖縄高速道路事務所
☎876-8950